

秋の夜長は環境サロン

環境サロンは、身近な環境問題などをテーマに、みんなで気軽に学びあえる場、語りあえる場です。一度だけのご参加も歓迎です。
参加費…各回 200円（高校生以下無料）

市民共同発電

市民共同発電の実例と可能性について

(芝浦工業大学教授 中口毅博)

とき：11/5(火) 18:30～

ところ：ヒストリア宇部 交流ホール

本講義では、実際に市民出資など地域ぐるみでエネルギー自立を達成し、経済活性化にもつながっているドイツやスウェーデンの自治体の取り組みを紹介した上で、日本における市民出資による再生可能エネルギー導入事業の実例を紹介し今後の可能性についての私見を述べます。(中口)

中心市街地活性化

宇部市都市計画マスタープランの概要

(宇部市都市政策推進課 市川 浩)

とき：11/7(木) 19:00～

ところ：まちなか環境学習館 3F

マスタープランとは一般的に基本計画や基本設計と言われています。

現在、策定されているマスタープランを紐解きながら宇部市の都市計画の現状と課題について、参加者の皆様と話し合いたいと思います。

「住民主体」「協働」「地域再生」「地域活性化」「地域振興」など様々な切り口があります。(市川)



宇部市まちなか環境学習館「銀天エコプラザ」には、環境関連図書もある学習室(無料)、使いやすい料金のミーティングルーム(大・小)があります。
ご利用、ご見学をお待ちしております。

まちなかエコ市場

11月24日(日) 10:00～15:00

ステージでは、ゴスペルグループが初登場。まちなかアート・フェスタ関連の表彰式や「緑のカーテンコンテスト」、「秋の花壇コンクール」、「ときわ公園公用車ラッピングデザイン」の表彰式も行われます。

ブースではいつも人気の小野の新鮮野菜や花の苗、石炭パオ、雑貨などの販売。

「まちなかアート・フェスタ」ファイナルセレモニーや「うべマーケット」とも同時開催。エコプラザ前にはクリスマスイルミネーションも飾られてにぎやかになりそうです。

世代間の対話～こころの環境づくり～

なかなか変わらない自分を打破しよう

(山口大学医学部 開地亮太)

とき：11/14(木) 18:30～

ところ：山口大学工学部 ※社会建設工学科会議室(機械・社建棟1階)

年齢を問わず、自分を変えるということはむずかしいものです。活発な動きをされている開地さんにワークショップ形式で有意義な世代間の対話の機会にしたいと思います。

※ 会場は工学部正門から続くメイン道路を150mほど行った右側の高い建物で、その玄関を左に進んで中庭向側の部屋です。

まちなか銀天おそうじ隊募集!

「まちなか銀天おそうじ隊」は、月に一度、まちなか環境学習館周辺や銀天街アーケードなどを掃除しています。

メンバーはその日集まってきた方。

楽しくおしゃべりしながら、

「まち」をちょっときれいにしませんか?

次回は11月17日(日) 15:00から。

まちなか環境学習館前に集合です。

参加者には環境地域通貨「エコハ券」2枚進呈!



宇部市環境学習ポータルサイト「うべっくる」

うべっくる

検索

<http://www.ubekuru.com>

宇部市のいろいろな環境学習拠点の紹介、環境関連のイベントのお知らせなど、随時更新しています。「銀天エコプラザ」の詳しい紹介もあります。

※ まちなか環境学習館や環境に関することについて、ご意見・ご質問等、お気軽にお寄せください。ポータルサイト内のブログ、フェイスブックのコメント欄もご利用ください。

環境歳時記

11月19日

環境基本法公布



裏面をご覧ください

NPO 法人 環境共生機構

エコアクション 21 認証審査と環境科学の研究を行っています。

NPO 法人環境共生機構は、(学)香川学園宇部環境技術センター内にあり、環境省が策定した環境マネジメントシステム(EMS)であるエコアクション 21 (EA21)の認証審査機関「EA21 地域事務局やまぐち」を運営しています。

同様な EMS である ISO14001 認証取得のブームが過ぎ去りました。一方、EA21 は自治体や学校および中小企業でも取り組みやすいシステムで、温室効果ガスを把握すること

また、NPO 法人環境共生機構には、環境科学を専門とする大学教授、技術者たちが集結していますので、環境分野の問題についての研究開発も行っています。現在、「磯焼け現象の解決に向けて新藻礁や新魚礁の開発を行っています。



新藻礁上でのクロメの生長

連絡先 宇部市文京町 4-23 (学)香川学園宇部環境技術センター内
NPO 法人環境共生機構
TEL 0836-32-0082 FAX 0836-21-0083
E-mail allstf@kankyou.or.jp



エコアクション21
地域事務局1-055

を認証条件としていることから低炭素社会構築にも寄与でき、認証費用も非常に安価です。このため、ISO14001 認証企業数(約 19,000 社)の約 40% と右肩上がりに増加中です。

環境歳時記

11月19日
環境基本法公布



先に公害対策基本法が 1967 年制定された過程を記載したが、これが制定された昭和 40 年代は全国各地で公害が頻発し、公害対策基本法はその対処療法的な要素を持ったものであった。

その後 1972 年には自然環境保全対策を総合的に進めることを狙いとして自然環境保全法が制定され、原生自然から都市にわたる全国的な自然環境保全の基本方針が示された。

しかし、その後の経済発展で大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済活動が進み、企業活動から発生する従来の公害問題から都会の窒素酸化物による大気汚染、および生活排水による閉鎖性水域等における水質汚濁などの都市・生活型公害問題、増え続ける廃棄物問題、そして身近な自然の減少、破壊から地球温暖化およびオゾン層の破壊などの地球環境問題等に対し適切な対策を講じていくことが必須となってきた。

さらに海洋汚染、野生生物の減少などの問題も顕在化してきた。

これらの問題はこの公害対策基本法や自然環境保全法などの問題対処型の法令では対応できない面も多々出てきたことでこれら多面的な問題に対応すべき法令が求められてきた。

つまり、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会に変えていくために、社会活動や国民個々の生活様式まで踏み込んだ考え方を盛り込んだ法令の制定が必要となってきた。

さらに国民の中にもこれらの環境問題に対する問題意識も芽生え、自然とのふれあい、人と環境の関係を見直す様な意識も出てきた。

そのような状況を反映して 1993 年 11 月 19 日環境基本法が公布された。

環境基本法の理念は①現在および将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢(けいたく)を享受できるようにすること、②環境への負荷の少ない持続的発展の可能な社会が構築されることを旨とすること、③国際的協調の下に地球環境保全を積極的に推進することの三つである。

この基本理念を実現するために、国、地方公共団体、事業者および国民の責務を明らかにするとともに、環境保全に関する施策の基本となる事項を定めている。

また、環境保全のための基本的施策として次のような施策を定めるべきものとした。

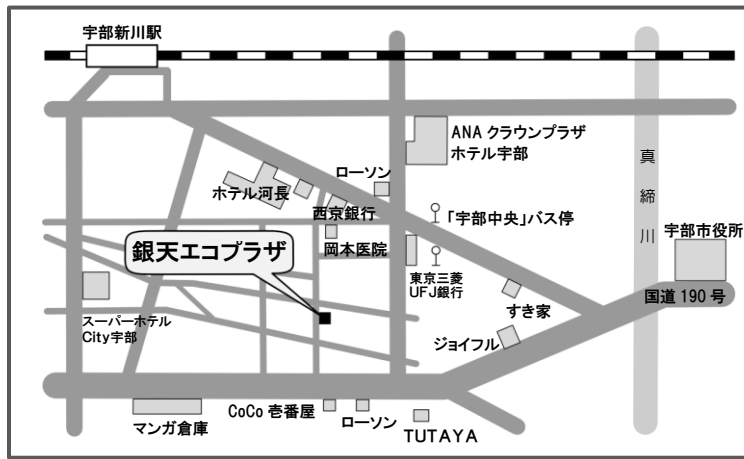
すなわち、第一は、環境基本計画の策定、これは、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画を作成することである。

第二は、国の施策にあたっての環境配慮および環境影響評価制度(環境アセスメント)である。環境アセスメント制度は、1997 年 6 月に法制化され、99 年 6 月に施行された。

第三は、環境保全上の支障を防止するための経済的措置(環境税などの負担や補助金などの経済的支援)である。しかしこの環境税については現時点では実現していない。

また、通常の経済活動や日常生活に起因する現在の環境問題に対しては事業者や国民が主体的に取り組む必要があるとして以下のことも規定している。

- ①環境負荷の少ない製品等の利用を促進する。
 - ②環境教育環境学習の振興、広報活動の充実を図る。
 - ③緑化活動、リサイクル活動等の民間の自発的な環境保全活動の促進をする。
 - ④環境教育環境学習および民間活動の促進のため、必要な情報を適切に提供する。
- (館長 西村 誠)



宇部市まちなか環境学習館 銀天エコプラザ

〒755-0045 山口県宇部市中央町二丁目 11 番 21 号

交通手段 JR宇部線:「宇部新川駅」徒歩7分

宇部市営バス:「宇部中央バス停」徒歩3分

駐車場 無し (近隣の有料駐車場等をご利用ください)

TEL/FAX 0836-39-8110 E-mail info@ubekuru.com

開館時間 9時~21時

休館日 毎週火曜日、年末年始(12月29日~1月3日)